(2)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
(3)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(4)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(5)　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(6)　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(7)　包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(8)　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
(9)　持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(10)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii)　持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii)　持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
ニ　持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(2)　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3)　保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(4)　持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
イ　期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
八　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
(1)　上場株式等エクスポージャー
(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ホ　持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
九　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
十　銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）
第十六条　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう。第十七条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。
（銀行持株会社における四半期の開示事項）
第十七条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。
一　連結自己資本比率
二　連結における自己資本の額
三　連結総所要自己資本額
四　自己資本の構成に関する開示事項
2　前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。

附　則

（適用時期）
第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。
（国際統一基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）
第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。
2　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第三項第十一号（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第二項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。
3　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。